

宇和海におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業の操業制限に関する委員会指示

○ 愛媛海区漁業調整委員会指示第 142 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業について、次のとおり指示する。

令和 7 年 3 月 28 日

愛媛海区漁業調整委員会  
会長 佐々木 護

1 指示の内容

- (1) さわら流し網漁業については、5 月 1 日から 5 月 31 日までの間操業を禁止する。
- (2) さごし、めじか流し網漁業については、8 月 1 日から 9 月 30 日までの間操業を禁止する。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。